

平成26年度

第4回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しにおける  
具体案について

平成26年8月28日



宇都宮市

子ども部 保育課

## 「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しにおける具体案について

保育の必要性の優先度や入所の優先順位の基本となる指数表等を定める「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しを行うもの

### 1 現在の実施選考基準指数・調整指数の考え方

- ・ 実施選考基準は「保育に欠ける」度合いに応じた、適正な入所選考を実施することを目的とし、公平性・客観性を重視する。
- ・ 実施基準指数については、家庭で保育ができない状況を客観的に判断するため、週35時間以上の就労を常態としている世帯を10点とし、就労の日数や時間に応じて指数化する。  
また、就労時間のように客観的基準で表せない疾病や障がいなどは、時間の拘束性（融通性）により判断し、指数化する。
- ・ さらに調整指数において、福祉的な配慮や養育環境の配慮などの区分に分類し、児童虐待世帯やひとり親世帯は特に配慮が必要であり、指数を高く設定する。
- ・ 社会環境や家庭環境の変化を踏まえ、適宜、必要に応じて見直す。

### 2 現在の入所選考について

「宇都宮市保育の実施選考基準」により、次の視点に基づき入所選考を実施

- (1) 実施基準指数表により、保護者の勤務や疾病等の保育に欠ける状況を指数化
- (2) 調整指数表により、配慮を要する世帯の状況を指数化
- (3) 実施基準指数と調整指数を合計し、指数の高い方から入所
- (4) 指数合計が同点の場合、実施基準指数等により優先順位をつけ入所

### 3 本市の実施選考基準の経緯と評価

- ・ 本市実施選考基準は、宇都宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（現宇都宮市子ども・子育て会議（教育・保育部会））において、審議いただき、平成19年1月に制定した。
- ・ 平成23年度には、児童虐待・ひとり親世帯への配慮や兄弟がすでに入所している世帯の指数などの調整指数の見直しを実施した。
- ・ 現行の指数表は、配慮が必要な世帯を優先させ、本市の実情に応じた配点となっており、適切な対応ができているものと考えている。

#### <参考> 見直し前と見直し後の配慮別入所状況の比較

- ・ 福祉的配慮（児童虐待世帯、ひとり親世帯等）

平成21年度 70.5% ⇒ 平成25年度 93.6% +23.1ポイント

- ・ 養育環境の配慮（すでに兄弟姉妹が入所している世帯等）

平成21年度 65.4% ⇒ 平成25年度 89.9% +24.5ポイント

### 4 新制度移行に伴う、見直しの基本的な考え方

- ・ 新制度の「保育の必要性の認定」にあたっては、国においては、就労や妊娠・出産といった「事由」や、保育の必要量に応じた「区分」、虐待等のおそれがある世帯やひとり親世帯などの「優先利用」の3点について認定基準を策定しており、本市においても、その基準に基づき、客観的な基準を策定するものとする。
- ・ 本市の実施選考基準は、基準指数と調整指数において、入所の選考に際し、公平性・客観性が確保できるよう定めており、指数表は新制度においても十分対応可能であることから、現行の選考基準を基本として、新制度への移行に伴う見直しを行う。
- ・ 「子ども・子育て支援法施行規則」に定められた「事由」については、現行の本市「実施選考基準」における基準指数によって、概ね対応されていることから、国の定める「事由」を本市の基準とする。
- ・ 国が示す「優先利用」についても、現行の「実施選考基準」の調整指数で概ね対応が可能となっている。このため、新制度における本市の「優先利用」は、現行「実施選考基準」を基本とし、さらに国で掲げた事項や本市の実情を踏まえ、必要な見直しを行う。

## (1) 見直しにあたっての課題事項

- ・ 本市独自に設定している優先事項について、引き続き用いるべきなのか。
- ・ 配点（加点・減点）をどうすべきなのか。
- ・ その他市町村が定めるべき項目があるのかどうか。

<参考> 「第3回子ども・子育て会議（教育・保育部会）」（平成26年8月5日開催）における主なご意見

- ・ 優先順位の見直しにあたっては、保育士不足の解消を目的に保育士優先について検討すべきではないか。
- ・ 第1希望の保育所へ入所ができるよう優先的な配慮は必要なのではないか。
- ・ 就労している自営業の専従者または協力者への減点は不要なのではないか。
- ・ 兄弟姉妹が同じ保育所に通えるよう更なる配慮が必要ではないか。
- ・ 求職活動中の入所期間が1か月では短すぎるのではないか。

※教育・保育部会後のご意見

契約社員などで産休が取得できず出産を理由に退職せざると得なかった人が出産後に再就職した場合、産休明けなみに優先度の調整はできないのか。

## 5 具体的な見直し案

### (1) 事由について（「別紙1-1」参照）

- ・ 就労は、フルタイムのほか、パートタイム、居宅内外や内職の日中就労から夜間など基本的にすべての就労に対応することから、現行の3区分の種別を一つにまとめた。
- ・ 求職活動は、雇用保険の失業給付日数の支給日数が90日となっており、それを上限に市町村が定める期間とされたことから、入所実施期間を1か月から3か月とする。
- ・ 虐待やDVについては、本市では、調整指数のみで対応していたが、新制度において「事由」と「優先利用」と両方に定められたことから、新たな「事由」として位置づける。
- ・ それ以外の「事由」は、本市の現行制度を基本とする。

(2) 優先利用について(「別紙1-1」参照)

(ア) 新たに追加する条件

国で示した、「生計中心者の失業」や本市の実情に合せた「特定職種」や「親族等の協力者がいない」などの世帯に配慮する。

「別表2」(新)調整指数表

No	条件	現行指数	新制度指数	考え方
6	生計中心者の失業		1	求職中で生計中心者が失業している場合に加点
11	特定職種への配慮		4	待機児童を解消するため、保育士等の資格を有し、教育・保育施設及び地域型保育事業に、既に就労している若しくは就労を予定している者に加点
13	出産・育児するために離職して、一度退所し、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望		3	育児休暇が取得できず、離職せざるを得ない世帯への加点
14	親族等の協力者なし(65歳以上の同居親族等を除く)		1	保育の必要性がある世帯で親族等の協力者(65歳以上の同居親族等を除く)がない場合は加点

(イ) 調整指数の配点の見直しを行う条件

「再入所希望」や「兄弟姉妹すでに入所している」世帯などは、さらに優先すべき条件として加点する。

「別表2」(新)調整指数表

No	条件	現行指数	新制度指数	考え方
1	虐待やDVのおそれがある場合	10	6	新制度においては、「事由」と「優先利用」に定められており、合せた配点が現行よりも高くなる。
2	ひとり親世帯(協力者あり)	2.5	6	協力者の有無によらず6点を加点
7	再入所希望	3	6	同一保育所に戻ることで、子どもの発達等を考慮できることから、養育環境に配慮し加点
8	小規模保育所などの地域型保育事業の卒園児	1	3	保育対象年齢が0歳児クラス～2歳児クラスであるため、3歳児クラス以降においても保育の必要性がある場合は加点
9	兄弟姉妹がすでに入所している世帯	1.5	3	より優先度を高くするため、さらに優先すべき事項として加点
12	産休・育休明け	2	3	職場復帰を前提としており、地域型保育事業の卒園児や兄弟姉妹すでに入所している世帯と同等の優先度として加点

### (ウ) 廃止する条件

就労については、すべての就労形態などが含まれるため、新制度において、基準指数により対応する。

「別表2」(旧) 調整指数表

No	条件	現行指数	新制度指数	考え方
10	居宅内労働で、危険・有害物を取り扱う業種の場合	1		新制度における就労形態がフルタイムのほか、パートタイムや夜間など基本的にすべての就労に対応することから基準指数により対応する。
1※	自営業の従事者(協力者)	-1		
2※	居宅内自営で店舗を構えていない	-2		
3※	深夜勤務を常態としている	-3		

※No1~3は、減点条件の番号

### (3) 優先順位について(「別紙1-1」参照)

「別表3」第5段階として希望園順を追加

## 6 育児休業取得時の取扱い

※育児休業時に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合は、現行の「育児休業期間の延長に伴う、育児休業開始前に既に保育所に入所していた児童の継続入所の取扱い」を継続する。

○育児休業期間の延長に伴う、育児休業開始前に既に保育所に入所していた児童の継続入所の取扱いについて

1. 保護者が育児休業を取得した場合、既に保育所に入所していた児童については、原則として退所とするが、従来どおり、児童福祉の観点から必要と認められれば、下の子が満1歳になるまで継続を認める。
2. 下の子が満1歳になった後も、引き続き育児休業を取得する場合、家庭状況および児童福祉の観点により必要と認められれば、その年度内で継続できるものとする。

## (1) 具体的な案

- ・ 継続利用は、国の考え方にもある「3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性がある子どもへの保育」が示されていることから、3歳児～5歳児クラスを対象に、出産日から1年間の育児休暇中の継続を認める。
- ・ 0歳児～2歳児については、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合に継続を認める。

(旧) 別表1 実施基準指数表

番号	種別	保護者（父母）の状況（同居の親族その他の者が保育をすることができない場合）	基本指数	実施期間			
1	居宅外労働（外勤・居宅外自営）	週5日以上勤務（月20日以上）	日中週35時間以上の就労を常態	10	最長就学前までの、保育に欠ける期間		
			日中週30時間以上の就労を常態	9			
			日中週25時間以上の就労を常態	8			
			日中週20時間以上の就労を常態	7			
		週4日以上勤務（月16日以上19日以下）	日中週28時間以上の就労を常態	8			
			日中週24時間以上の就労を常態	7			
			日中週20時間以上の就労を常態	6			
			日中週16時間以上の就労を常態	5			
週3日以上勤務（月12日以上15日以下）	日中週21時間以上の就労を常態	5					
	日中週18時間以上の就労を常態	4					
上記以外		3					
2	居宅内労働（居宅内自営・農業）	週5日以上勤務（月20日以上）	日中週35時間以上の就労を常態	9	最長就学前までの、保育に欠ける期間		
			日中週30時間以上の就労を常態	8			
			日中週25時間以上の就労を常態	7			
			日中週20時間以上の就労を常態	6			
		週4日以上勤務（月16日以上19日以下）	日中週28時間以上の就労を常態	7			
			日中週24時間以上の就労を常態	6			
			日中週20時間以上の就労を常態	5			
			日中週16時間以上の就労を常態	4			
週3日以上勤務（月12日以上15日以下）	日中週21時間以上の就労を常態	4					
	日中週18時間以上の就労を常態	3					
上記以外		2					
3	内職	週3日以上勤務	日中週18時間以上の就労を常態	3	最長就学前までの、保育に欠ける期間		
		上記以外		2			
4	出産	（切迫流産などは疾病として扱う） 期間経過後退所し引き続き入所希望の場合は、前月の15日までに申請して選考	7	出産予定月前後2か月の期間			
5	疾病	入院1ヶ月以上	居宅内療養	常時病臥	10	最長就学前までの、保育に欠ける期間	
				精神疾患	重度の症状		10
					上記以外の程度		8
				一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		8
					上記以外の程度		5
6	障害	身体障害者手帳を有し1・2級程度		10	最長就学前までの、保育に欠ける期間		
		療育手帳を有しA1・A2・B1程度、精神障害者保健福祉手帳を有し1・2級程度		10			
		療育手帳を有しB2程度、精神障害者保健福祉手帳を有し3級程度		8			
		身体障害者手帳を有し3級程度		6			
		身体障害者手帳を有し4～6級程度		4			
7	親族の介護	施設等の付添い		居宅外労働に準ずる	最長就学前までの、保育に欠ける期間		
		居宅介護	重度障害者等の全介護（要介護5, 4）			10	
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合（全介護を除く）（要介護3）			8	
			上記以外の程度			4	
8	災害	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合	10	当該期間			
9	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない場合	居宅外労働に準ずる	当該期間			
10	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等	10				
11	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている	2	1か月以内			

別紙1-1

(新) 別表1 基準指数表

番号	種別	保護者（父母）の状況	指数	実施期間		
1	就労	月160時間以上の就労を常態	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
		月140時間以上の就労を常態	9			
		月120時間以上の就労を常態	8			
		月100時間以上の就労を常態	7			
		月80時間以上の就労を常態	6			
		月64時間以上の就労を常態	5			
2	妊娠 出産	（切迫流産などは疾病として扱う） 期間経過後退所し引き続き入所希望の場合は、前月の15日までに申請して選考	7	出産予定月前後2か月の期間		
3	疾病	入院1ヶ月以上	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
		居宅内療養	常時病臥		10	
			精神疾患		重度の症状	10
					上記以外の程度	8
		一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		8	
4	障害	身体障害者手帳を有し1・2級程度	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1, 1・2級程度	10			
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有しB2程度, 3級程度	8			
		身体障害者手帳を有し3級程度	6			
身体障害者手帳を有し4～6級程度	4					
4	同居親族の介護	施設等の付添い	就労時間に準ずる	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
		居宅介護	重度障害者等の全介護（要介護5, 4）		10	
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合（全介護を除く）（要介護3）		8	
上記以外の程度	4					
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合	10	当該期間		
6	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている	2	3か月以内		
7	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない場合	就労時間に準ずる	当該期間		
8	虐待等	虐待やDVのおそれがあること	10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
9	その他	市町村が定める事由（死亡、離別、行方不明、拘禁等）	10			



(旧) 別表2 調整指数表

No.	条 件	指数
福祉的配慮	1 障害児枠での入所希望	3
	2 ひとり親世帯	2.5
	3 ひとり親世帯（近隣に祖父母等の協力者なし）	7
	4 保護者が重度の障害で、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5 生活保護世帯	1
	6 「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取り扱い等について」（平成16年8月13日 雇児発第0813003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の1に該当する世帯	10
養育環境の配慮	7 乳児保育所からの転園申請	1
	8 転居により転園申請	1
	9 希望する保育所に兄弟が入所している	1.5
	10 居宅内労働で、危険・有害物を取り扱う業種の場合	1
その他	11 産休・育休期間満了後に入所希望	2
	12 育児休暇取得により、一度退園し、育児休暇明けに、同じ保育園を入所希望	3
減点	1 自営業の専従者（協力者）	-1
	2 居宅内自営で店舗を構えてない	-2
	3 深夜勤務を常態としている（PM10:00～翌AM5:00までの勤務）	-3
	4 保育料未納者（未納が6ヶ月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない）	-10

(新) 別表2 調整指数表

No.	条 件	指数
福祉的配慮	1 虐待やDVのおそれがある場合	6
	2 ひとり親世帯	6
	3 子どもが障がい有する場合	3
	4 保護者が重度の障害で、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5 生活保護世帯	1
	6 生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7 育児休暇取得により、一度退園し、育児休暇明けに、同じ保育園を入所希望	6
	8 小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9 希望する保育所に兄弟姉妹が入所している	3
	10 転居による転園 転入による入所希望（転出先で施設型保育施設在園児に限る）	1
その他	11 特定職種への配慮（保育等への従事者）	4
	12 産休・育休期間満了後に入所希望	3
	13 出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	14 親族等の協力者なし（65歳以上の同居親族等を除く）	1
減点	15 保育料未納者（未納が6ヶ月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない）	-10

(旧) 別表3 実施基準指数と調整指数の合計が同点の場合の優先順位

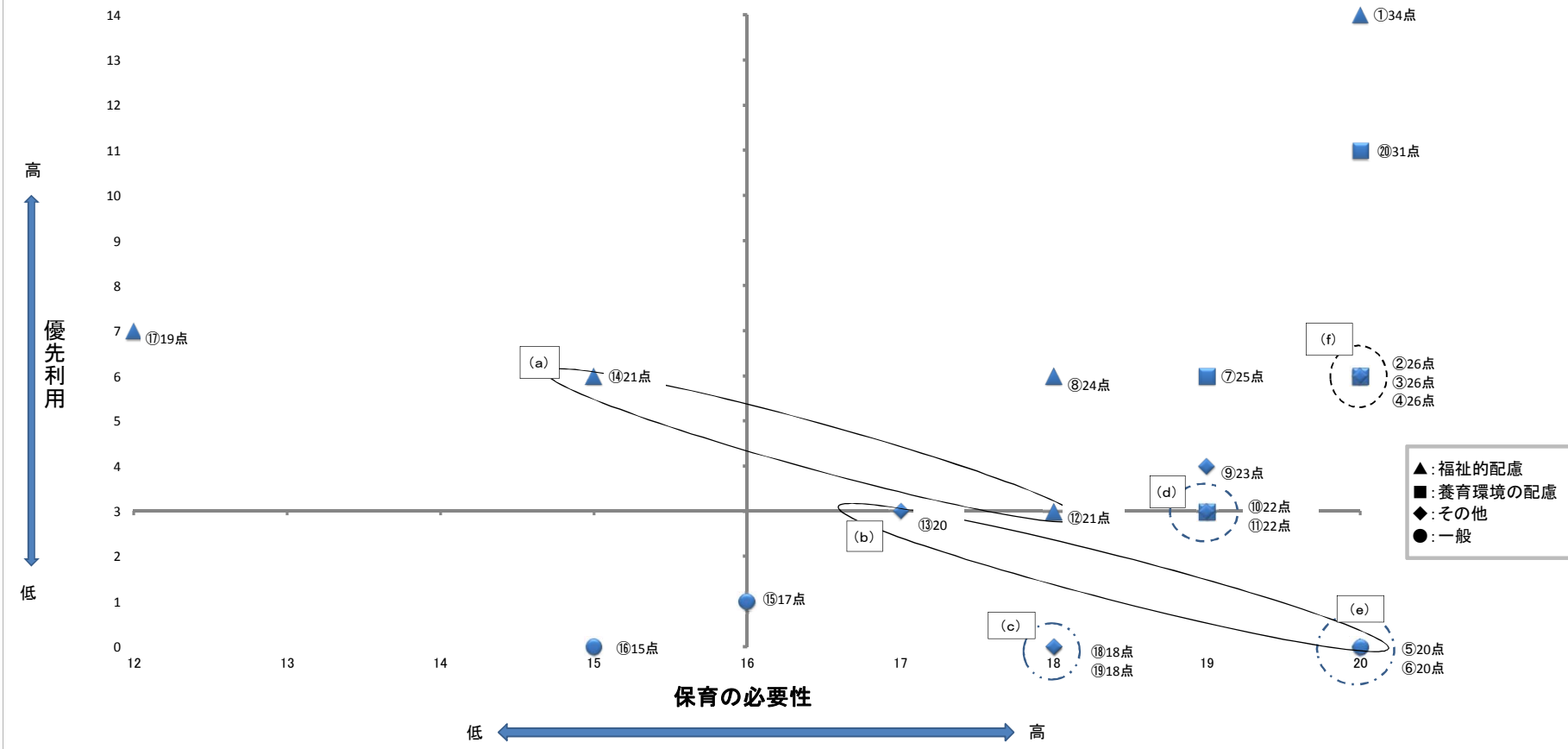
第1段階	保育の実施基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において 「福祉的配慮>養育環境の配慮>その他」の順に優先する (マイナス調整は除く)
第3段階	実施基準の項目別に優先する 不存在 > 疾病・障害 > 居宅外労働 > 親族の介護 > 居宅内労働 > 出産 > 就学 (主に保育にあたる者の保育に欠ける理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する

(新) 別表3 指数の合計が同点の場合の優先順位

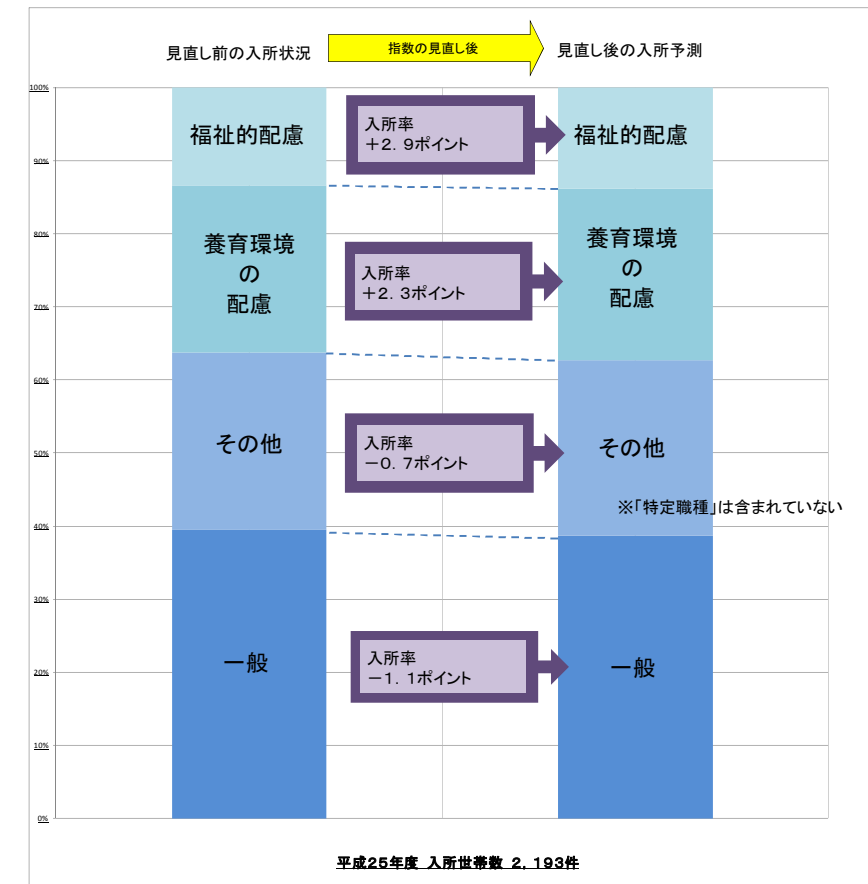
第1段階	基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において 「福祉的配慮>養育環境の配慮>その他」の順に優先する (マイナス調整は除く) <b>※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。</b>
第3段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等 > 不存在 > 疾病・障害 > <b>就労</b> > 親族の介護 > 出産 > 就学 > 災害復旧 (主に保育にあたる者の <b>保育を必要とする理由</b> )
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する

# 別紙1-2

基準指数と優先指数の配点(世帯別)



調整指数の見直し後の選考予測 ※平成25年度新規入所者を基に選考した結果



・同点の場合の比較表

(a) ⑫母, 就労(子どもが障害を有する世帯) vs ⑭母, 就労(ひとり親世帯(協力者あり))

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	8	子ども障害	3	
必要性	就労	就労			21
就労時間	160時間	120時間			

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	5	ひとり親	6	
必要性	不存在	就労			21
就労時間		64時間			

(新)別表3の第1段階から「基準指数の高い世帯」の優先順位が高いため⑫を優先する

(d) ⑩母, 就労(産休・育休明け世帯) vs ⑪父, 就労(兄弟姉妹すでに入所している世帯)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	9	産休・育休	3	
必要性	就労	就労			22
就労時間	160時間	140時間			

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	9	すでに入所	3	
必要性	就労	就労			22
就労時間	160時間	140時間			

(新)別表3の第2段階から「その他」より「養育環境の配慮」の優先順位が高いため⑩を優先する

(新)別表3の第5段階の考え方 ※A保育園に受入枠がある場合

(ア) 父母, 就労(4月入所希望者)					(イ) 父母, 就労(4月入所希望者)						
続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数	続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10				基準指数	10	10			
必要性	就労	就労			20	必要性	就労	就労			20
就労時間	160時間	160時間				就労時間	160時間	160時間			

希望園順

希望順	希望園
第1希望	A保育園
第2希望	B保育園

希望順	希望園
第1希望	C保育園
第2希望	A保育園

※A保育所に受入枠があり、(ア)と(イ)の世帯は、優先順位の第4段階まで同様の優先度となっている。  
第5段階で、優先順位をつけることにより、第1希望にしている(ア)の世帯が優先とする。

(b) ⑤父, 就労 vs ⑬父, 就労(産休・育休明け世帯)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10			
必要性	就労	就労			20
就労時間	160時間	160時間			

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	7	産休・育休	3	
必要性	就労	就労			20
就労時間	160時間	100時間			

(新)別表3の第1段階から「基準指数の高い世帯」の優先順位が高いため⑤を優先する

(e) ⑤父, 就労(4月入所希望者) vs ⑥母, 就労(5月入所希望者)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10			
必要性	就労	就労			20
就労時間	160時間	160時間			

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10			
必要性	就労	就労			20
就労時間	160時間	160時間			

(新)別表3の第4段階から「待機期間の長い世帯」の優先順位が高いため⑤を優先する

(c) ⑮父, 就労-母, 障害(療育手帳B2程度若しくは精神障害手帳3級程度) vs ⑱父, 就労

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	8			
必要性	就労	疾病・障害			18
就労時間	160時間				

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	8			
必要性	就労	就労			18
就労時間	160時間	120時間			

(新)別表3の第3段階から「就労」より「疾病・障害」の優先順位が高いため⑮を優先する

(f) ②母, 就労(ひとり親世帯(協力者あり)) vs ③父, 就労(再入所希望) vs ④父, 就労(兄弟姉妹すでに入所している世帯+産休・育休明け)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10	ひとり親	6	
必要性	不存在	就労			26
就労時間		160時間			

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10	再入所	6	
必要性	就労	就労			26
就労時間	160時間	160時間			

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10	すでに入所	3	
必要性	就労	就労	産休・育休	3	
就労時間	160時間	160時間			26

(新)別表3の第2段階から「養育環境の配慮」や「その他」より「福祉的配慮」の優先順位が高いため②を優先する。

・同点以外の比較表

(1) ⑭母, 就労(ひとり親世帯(協力者あり)) vs ⑤父, 就労

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	5	ひとり親	6	
必要性	不存在	就労			21
就労時間		64時間			

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10			
必要性	就労	就労			20
就労時間	160時間	160時間			

(2) ①虐待やDVのおそれがある世帯 vs ⑧父, 就労(特定職種+兄弟姉妹すでに入所+産休・育休+協力者なし)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10	虐待等	6	
必要性	不存在	虐待等	ひとり親	6	
就労時間			失業	1	
			協力者なし	1	34

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10	特定職種	4	
必要性	就労	就労	すでに入所	3	
就労時間	160時間	160時間	産休・育休	3	
			協力者なし	1	31

(3) 父母, 就労(特定職種) vs 父母, 就労(産休・育休明け世帯)

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10	特定職種	4	
必要性	就労	就労			24
就労時間	160時間	160時間			

続柄	父	母	世帯状況	調整指数	合計指数
基準指数	10	10	産休・育休	3	
必要性	就労	就労			23
就労時間	160時間	160時間			

## ＜参考＞①～⑳の指数の内訳

①「事由」虐待やDVのおそれがある世帯・不存在（20点）＋「優先利用」虐待やDVのおそれがある（6点）＋ひとり親（6点）＋生計中心者の失業（1点）＋親族等の協力者なし（1点）＝34点

②「事由」母、160時間以上の勤務（10点）＋不存在（10点）＋「優先利用」ひとり親世帯（6点）＝26点（f）

③「事由」父・母ともに160時間以上の勤務（20点）＋「優先利用」再入所希望（6点）＝26点（f）

④「事由」父・母ともに160時間以上の勤務（20点）＋「優先利用」兄弟姉妹すでに入所（3点）＋産休・育休明け（3点）＝26点（f）

⑤⑥「事由」父・母ともに160時間以上の勤務（20点）＋「優先利用」なし＝20点（b）（e）

⑦「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母140時間以上の勤務（9点）＋「優先利用」兄弟姉妹すでに入所（3点）＋産休・育休明け（3点）＝25点

⑧「事由」母120時間以上の勤務（8点）＋不存在（10点）＋「優先利用」ひとり親世帯（6点）＝24点

⑨「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母140時間以上の勤務（9点）＋「優先利用」特定職種（4点）＝23点

⑩「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母140時間以上の勤務（9点）＋「優先利用」産休・育休明け（3点）＝22点（d）

⑪「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母140時間以上の勤務（9点）＋「優先利用」兄弟姉妹すでに入所（3点）＝22点（d）

⑫「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母120時間以上の勤務（8点）＋「優先利用」子どもが障害を有する場合（3点）＝21点（a）

⑬「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母100時間以上の勤務（7点）＋「優先利用」産休・育休明け（3点）＝20点（b）

⑭「事由」母、64時間以上の勤務（5点）＋不存在（10点）＋「優先利用」ひとり親世帯（6点）＝21点（a）

⑮「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母80時間以上の勤務（6点）＋「優先利用」親族等の協力者なし（1点）＝17点

⑯「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母64時間以上の勤務（5点）＋なし＝15点

⑰「事由」母、求職中（2点）＋不存在（10点）＋「優先利用」ひとり親世帯（6点）＋生計中心者の失業（1点）＝19点

⑱「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母、障害（療育手帳B2程度もしくは精神障害手帳3級程度）（8点）＋なし＝18点（c）

⑲「事由」父160時間以上の勤務（10点）＋母120時間以上の勤務（8点）＋なし＝18点（c）

⑳「事由」父母160時間以上の勤務（20点）＋「優先利用」特定職種（4点）＋兄弟姉妹すでに入所（3点）＋産休・育休明け（3点）＋親族等の協力者なし（1点）＝31点

※太字は同点になっている世帯